

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化を補完するための補整具等を購入した者に対し、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウィッグ がん治療に伴う副作用による脱毛に対処するために着用するウィッグ（毛付き帽子を含む。また、ウィッグ装着時に皮膚を保護する目的で使用する頭部用ネットのうち、ウィッグと同時に第6条第1項に規定する交付申請を行うもの（以下「ネット」という。）を含む。）をいう。
- (2) 胸部補整具 外科的治療等による乳房の形状の変化に対処するための補整下着、補整パッドをいう。
- (3) エピテーゼ がん治療に伴い欠損した部位を補完するために体表に取り付ける人工物（乳房、乳頭、鼻、耳等）をいう。
- (4) 補整具等 ウィッグ、胸部補整具又はエピテーゼをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日時点で市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、現在治療中又は過去に治療を受けたことがある者で、補整具等を購入した者
- (3) 過去に本市又は他の自治体を実施する補整具等の購入に係る同様の助成を受けていない者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、令和5年4月1日以降に購入した補整具等の購入費用とし、付属品及びケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）、購入のために要した交通費及び送料等の費用は助成の対象外とする。

- 2 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの及び国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、補整具等の購入費用に相当する額とする。ただし、次の各号に定める金額を上限とする。

- (1) ウィッグ 50,000円

- (2) 胸部補整具 20,000 円
- (3) エピテーゼ 50,000 円

(助成金の交付申請及び交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（未成年である場合は、その法定代理人とする。）（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定に基づき、千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書（兼交付請求書）（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) がんの治療（手術、薬物療法、放射線療法等）を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し（がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類であって、助成対象者の氏名及び医療機関名等が記載されているもの。）
- (2) 補整具等の購入に係る領収書（宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、補整具等を購入した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請は、助成対象者1人につき、品目が同一の補整具等ごとにそれぞれ1回を限度とする。

(助成金交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、助成金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書（兼額確定通知書）（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めるときは、当該申請者に千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 規則第16条第1項の規定による助成金の交付請求は、第6条第1項に規定する交付申請書の提出をもって代えるものとする。

(交付決定の取消通知)

第9条 市長は、規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。

(返還命令)

第10条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金返還命令書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

2 改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 市長は、令和5年4月1日以降にウィッグを購入し、この要綱による改正前の「千葉市がん患者医療用ウィッグ購入費用助成金交付要綱」により交付決定をした者について、この要綱による改正後の「千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱」(以下「新要綱」という。)第5条第1号に規定する助成金の額(以下「改正後の上限額」という。)と既に交付決定した額(以下「助成金既交付額」という。)との差額を追加交付することができる。

3 市長は、前項の規定により、助成金の追加交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金追加交付決定通知書(兼額確定通知書)(様式第6号)により通知するものとする。

4 第2項の規定による追加交付を受けてもなお改正後の上限額に達しなかった者については、新要綱第6条第3項の規定に関わらず、令和5年4月1日以降に購入した別のウィッグについて再度申請することができる。この場合において、当該申請の上限額は、助成金既交付額を差し引いた額とする。

5 前項の規定による申請は、新要綱第6条第1項の規定を準用する。

6 第4項の規定による申請は、令和6年3月31日までにを行うものとする。

7 令和5年3月31日以前に購入したウィッグの助成金については、なお従前の例による。

8 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉県がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書（兼交付請求書）

年 月 日

（あて先）千葉市長

※1 申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名 ㊟
 （自署の場合は押印不要）

対象者が未成年の場合には以下を記入してください。
 （対象者との続柄 ）
 （生年月日 年 月 日）
 （電話番号 ）

千葉県がん患者アピアランスケア支援事業助成金の交付を受けたいので、千葉県がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、次の事項について確認・同意のうえ必要書類を添えて申請（請求）します。

- ・過去に他自治体や千葉市において補整具等購入に係る同様の助成を受けていません。
- ・申請に係る対象経費について、医療保険各法による医療に関する給付、及び国又は他地方公共団体の助成対象ではありません。
- ・この事業の実施に関し必要な住民基本台帳に記載された情報について、千葉市が調査することに同意します。
- ・千葉市から医療機関に治療内容及び購入先に購入内容を照会することに同意します。

対象者	ふりがな				生 年 月 日
	氏 名				年 月 日
	住 所	〒			
	連絡先	・日中連絡の取れる電話番号： （ ） ・メールアドレス（ある方のみ）：			
診断名					
助成対象費用	区分	ウィッグ <small>（毛付き帽子及び同時に申請するネット含む）</small>	胸部補整具 <small>（補整下着、補整パッド）</small>	エビテーゼ <small>（人工の乳房・乳頭など体表に取り付けるもの）</small>	
	購入年月日 <small>（複数購入の場合は最も古い購入日を記載）</small>	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	購入合計額	ア 円(税込)	エ 円(税込)	キ 円(税込)	
	助成上限額	イ 50,000 円	オ 20,000 円	ク 50,000 円	
	助成対象額	【ア又はイのいずれか低い額】 ウ 円	【エ又はオのいずれか低い額】 カ 円	【キ又はクのいずれか低い額】 ケ 円	
申請（請求）額		円（※ウとカとケの合計額を記入してください）			
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 【☑をつけ、添付もれがないかご確認ください】 <input type="checkbox"/> 医療機関の発行するがん治療に関する説明書や診断書または治療方針計画書等の写し（抗がん剤治療や化学療法に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損又はそれらのおそれが見込まれることがわかる書類の写し） <input type="checkbox"/> 補整具等の購入に係る領収書の原本（宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの） <input type="checkbox"/> 振込先が確認できるものの写し				
（振込先）	金融機関名	銀行 信金 本店 信組 農協 支店			
	口座番号	普通・当座	口座名義人 <small>（申請者と同一）</small>	カナ	
				氏名	

※1 対象者が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）が申請してください。

様式第2号

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書（兼額確定通知書）

年 月 日付で申請のあった千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金の交付について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

- 1 助成対象者
- 2 交付申請額 円
- 3 助成金の交付決定額 円
- 4 助成金の確定額 円
- 5 一部不交付の場合の理由
- 6 その他

（審査請求等）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金の交付について、次の理由により不交付とすることを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

1 助成対象者

(理由)

(審査請求等)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令第 号により通知した千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

- 1 助成対象者
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消し後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

(審査請求等)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり返還を命ずる。

- 1 助成対象者
- 2 助成金の交付決定（確定）額 円
- 3 既交付額 円
- 4 返還すべき金額 円
- 5 返還期限 年 月 日まで
- 6 返還を命ずる理由
- 7 返還方法

（審査請求等）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市がん患者アピアランスケア支援事業助成金追加交付決定通知書（兼額確定通知書）

年 月 日付けで申請のあった千葉市がん患者医療用ウィッグ購入費用助成金の交付について、年 月 日付け千葉市指令第号により通知しましたが、附則第3項の規定により次のとおり追加交付を決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

- 1 助成対象者
- 2 購入金額 円 (A)
- 3 助成金の上限額 50,000円 (B)
- 4 助成金の既交付額 円 (C)
- 5 助成金の残額 (B-C) 円 (D)
- 6 購入金額の残額 (A-C) 円 (E)
- 7 助成金の追加交付決定額 円
(D又はEのいずれか低い額)
- 8 助成金の確定額 円

(審査請求等)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。